



## ○昨年中国特許出願 140.1 万件 対前年 1.3%増

中国特許出願の内外国別では、国内 124.4 万件（同 0.4%減）、外国 15.7 万件（同 15.4%増）。また、PCT 出願の内外国別では、国内 56796 件（同 19.6%増）、外国 4197 件（同 31.9%増）。因みに、中国実用新案出願は 226.8 万件で同 34.3%増加、中国意匠出願は 71.2 万件で同 13.2%増加。（発信元：中国知財局）

## ○特許証電子化

中国特許出願（実用新案登録出願及び意匠出願も含む）において、3月3日より、中国知財局が電子版の特許証のみを発行し、紙によるものを発行しないことになる。但し、出願人が紙の特許証も取得しようとする場合、ネット（<http://cponline.cnipa.gov.cn>）にて請求すれば、中国知財局はそれを発行する。また、出願の受理や審査等段階で中国知財局が発行する各種の通知書も電子版のみで、紙によるものは発行されないようになる。（発信元：中国知財局）

## ○新型コロナウイルス感染症流行期の救済措置

中国知財局 350 号公告によれば、特許出願人等が新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による事由で、指定期限内に拒絶理由通知等への応答やその他行動をしなかったため、権利を失った場合、障碍が無くなった日より2ヶ月以内（但し期限満了日より2年以内）に、無料で権利回復を請求できる。（発信元：中国知財局）

## ○新型コロナウイルス感染症治療に関する実用新案出願 6日目で登録査定

上海市のある企業が新型コロナウイルス感染症（COVID-19）治療に関する考案（AI利用の非接触式薬液交換器具）において今年2月26日に中国知財局に提出した中国実用新案登録出願は、特別な時期での迅速審査により、史上最速で6日目の3月2日に登録査定された。（発信元：上海市知財局）

## 訴訟案件 「3LM」と「3M」商標紛争事件



米国スリーエム社（3M社）が、中国企業T社が所有する9件の「3LM」登録商標に対して提出する無効審判請求に係る事件である。

T社は、2008～2017年間、9件の「3LM」商標登録出願（第3、11、12、17、21、35、37類）を中国商標局に提出し且つ商標権を取得していた。一方、3M社は、1993～2015年間、50件以上の「3M」商標登録出願（第1～12、16～29、31、32、34、35、38、40、45類）を中国商標局に提出し且つ商標権を取得していた。3M社は、2018年07月16日～2017年03月27日間、9件の「3LM」登録商標のそれぞれに対して無効審判請求を中国国家工商行政管理総局商標評審委員会（審判委）に提出した。

3LM

「3LM」商標

3M

「3M」商標

審判委は、9件の無効審判請求のそれぞれに対して、「3LM」登録商標は文字の組み合わせや呼称等で「3M」登録商標とかなり違い、関連する消費者の間で混同や誤認を惹き出す恐れがないので、類似しないと判断して、3M社からの無効審判請求を棄却し、「3LM」登録商標を維持する裁定を下した。

その直後に、3M社が審決取消訴訟を一審裁判所の北京知的財産権人民法院に提起したが、一審裁判所は、両商標は文字校正や認識、呼称等でかなり違い、且つ、何れも特別な意味を有さないため、類似しないと判断して、審決を維持する旨の判決を下した。

その後、3M社が一審判決に不服があるとして二審裁判所の北京市高級人民法院に上訴した。二審裁判所は、両商標は類似すると判断して、前記審決及び一審判決を取消する旨の判決を下した。なお、二審裁判所が類似判断において持ち出した理由は下記の通りである。

①「3LM」登録商標の全指定商品・役務と「3M」登録商標の一部の指定商品・役務とは製品原料や製造部門、機能用途、消費対象、販売ルート等において高度に重複しているため、同一の又は類似する商品となる。

②両商標は、文字構成や並び方、呼称及び外観において類似する程度が高く、一緒に同一の又は類似する商品に使用される際、関連する公衆は、一般の注意力で、商品が同一のものに由来する又は両者間に特定の関係があると認定し易いので、混同や誤認が生じられる。（参考：審判委の商評字[2017]第144030号審決等）

## 豆知識 類似商標の拒絶査定



中国では、他者が同一の又は類似する指定商品において商標権を得ている商標（商標権がまだ付与されていないが、既に初期査定されたものも含む）と同様である又は類似する商標の出願は、拒絶査定され、且つ公告されない。（法準拠：中国商標法第30条等）